

災害に備える

～災害に対する計画と知識～



川崎市健康福祉局危機管理担当₁

本日の次第

- ・災害対策関係の各種計画について
- ・洪水・土砂災害のリスクについて
- ・災害時情報共有システムについて
(国システム、川崎市独自システム)

お知らせ

災害対策関係の各種計画について

設置運営基準に係る業務継続計画（BCP）

及び非常災害対策計画等の策定

3

防災関係各種計画について

業務継続計画(BCP)(指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準等、各サービス種別の省令)

- ・指定をうけて介護保険サービスを実施する施設・事業所においてサービス毎に作成義務有
(令和3年4月改正)
- ・令和6年3月31日まで経過措置あり。

非常災害対策計画(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等、各サービス種別の省令)

- ・指定をうけて介護保険サービスを実施する施設・事業所のうち、施設系サービス・通所系サービスについてサービス毎に作成義務有
- ・今年度改正により、訓練への地域住民の参加が努力義務化

避難確保計画(水防法等)

- ・非常災害計画作成対象のうち、市町村地域防災計画に規定された施設・事業所(川崎市洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップの被災想定区域に該当する施設・事業所)について作成義務有
- ・作成したものを川崎市(危機管理本部)に提出義務有

消防計画(消防法)

- ・入所施設(短期入所・GH含む)の場合、収容人員が10人以上、
通所施設の場合、収容人員が30人以上の施設について、作成義務有。
- ・作成したものを消防署に提出義務有

4

業務継続計画（BCP）について

(1)概要

BCP(ビー・シー・ピー)とは Business Continuity Plan の略称で、業務継続計画などと訳されます。

新型コロナウイルス等感染症や大地震などの災害が発生すると、通常通りに業務を実施することが困難になります。

まず、業務を中断させないように準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するため、あらかじめ検討した方針、体制、手順等を示した計画のことです。

<令和3年4月から策定の義務化(経過措置として令和6年3月31日までは努力義務化)>

(2)作成対象

指定介護保険サービスを提供する全施設・事業所

(3)作成にあたって

厚生労働省のホームページに公開されている介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等を御確認いただき、作成する。

・介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

・介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

5

非常災害対策計画について

(1)作成対象

次のサービスを実施する施設・事業所：**施設系サービス、通所系サービス**

(2)これまでの規定内容と令和3年度の変更点

基準	現行	今回改正
①消火設備その他非常災害に必要な設備を設ける	義務	義務
②非常災害に対する具体的な計画作成	義務	義務
③非常災害計画の発生時の関係機関への連絡体制の整備と定期的な従事者への周知	義務	義務
④避難訓練の実施	定期的	定期的
⑤救出その他必要な訓練の実施	定期的	定期的
⑥訓練(④、⑤共に)への地域住民の参加	(規定なし)	努力義務

6

避難確保計画について

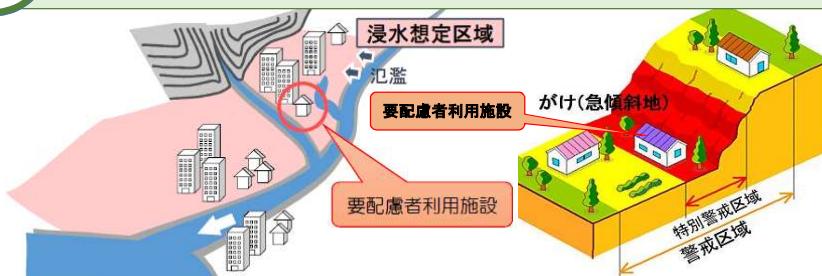
要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、
『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。



浸水想定区域や土砂災害警戒区域の要配慮者利用施設の管理者等は
避難確保計画の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。



令和3年の法改正で、避難確保計画に基づいた**避難訓練を実施した場合**、その結果を**市町村長に報告することが義務化**されました。



計画作成の手引きやひな形を用意しています。詳しくは川崎市ホームページでご確認ください
出典：国土交通省資料 抜粋・一部加工

川 崎 市

避難確保計画



各種計画に関するお問い合わせ先について

・業務継続計画(BCP)・非常災害対策計画
健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課
TEL: 044-200-2910

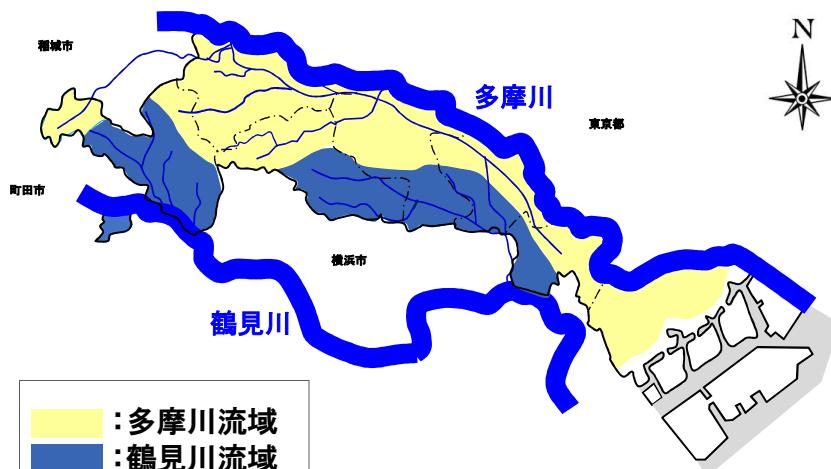
・避難確保計画
危機管理本部初動対策担当
TEL: 044-200-2841

・消防計画
管轄消防署予防課

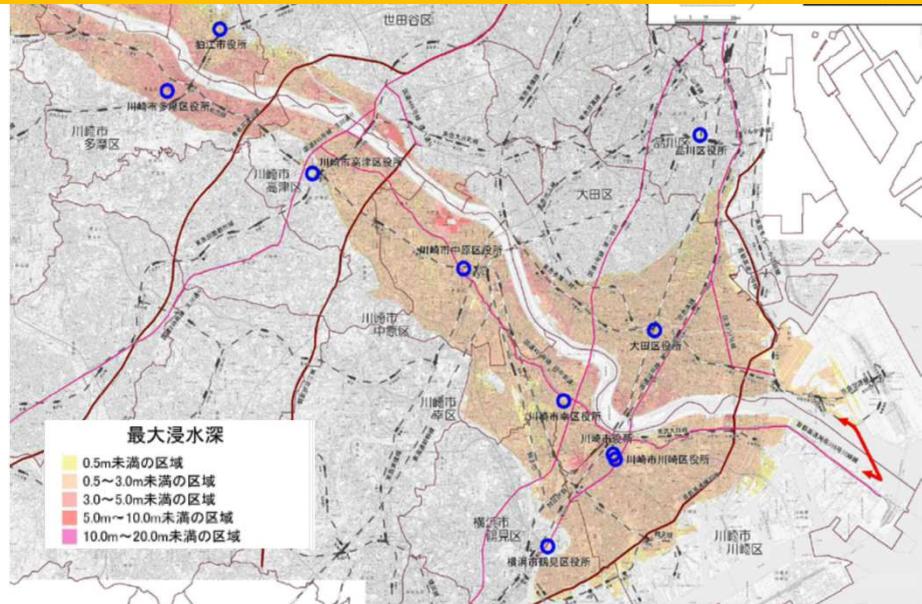
洪水のリスク



川崎市の水系

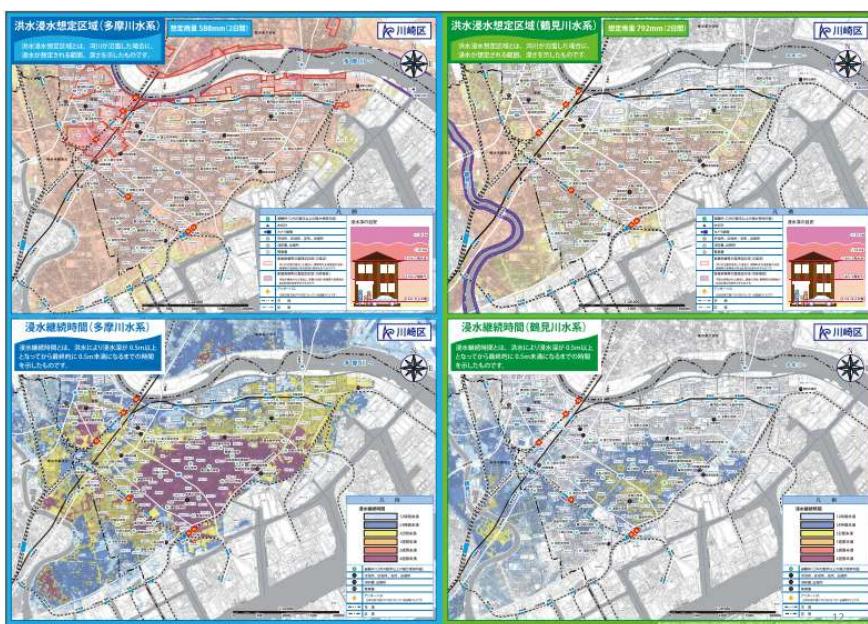


多摩川浸水想定



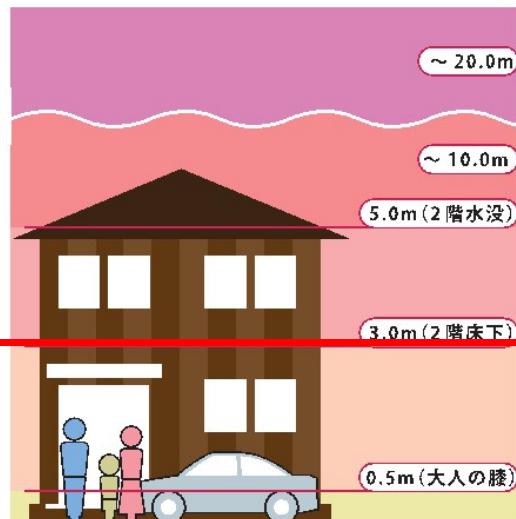
11

浸水ハザードマップ（例：川崎区）



洪水ハザードマップ（浸水深）の見方

浸水深の目安



13

家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)

洪水浸水想定区域(多摩川水系)

想定雨量 588mm(2日間)

川崎区





河川の氾濫から身を守るために

自宅や各施設の危険性を正しく理解し、適切な避難行動をとることが重要です！

① 情報の意味を知っておきましょう

⇒ 大雨警報？ 避難判断水位？ 避難指示？ ...

② 正しい情報を入手しましょう

⇒ メールニュースかわさき？ 緊急速報メール？ ...

③ 施設や訪問先の状況に応じた避難行動を考えておきましょう

⇒ 施設の中？ 他の施設？ ...

17

避難情報の変更

令和3年5月20日から

警戒レベル
4

避難指示で必ず避難
避難勧告は廃止です



警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。
警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。
これからは、
警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。

避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、
警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難しましょう。

18

地震と風水害との大きな違い

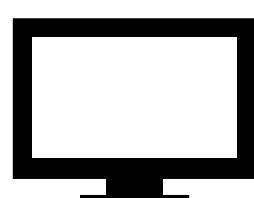
風水害は事前に危険 が予測できる

地震はある日突然に起きる。

風水害は事前に予測できる可能性がある。

19

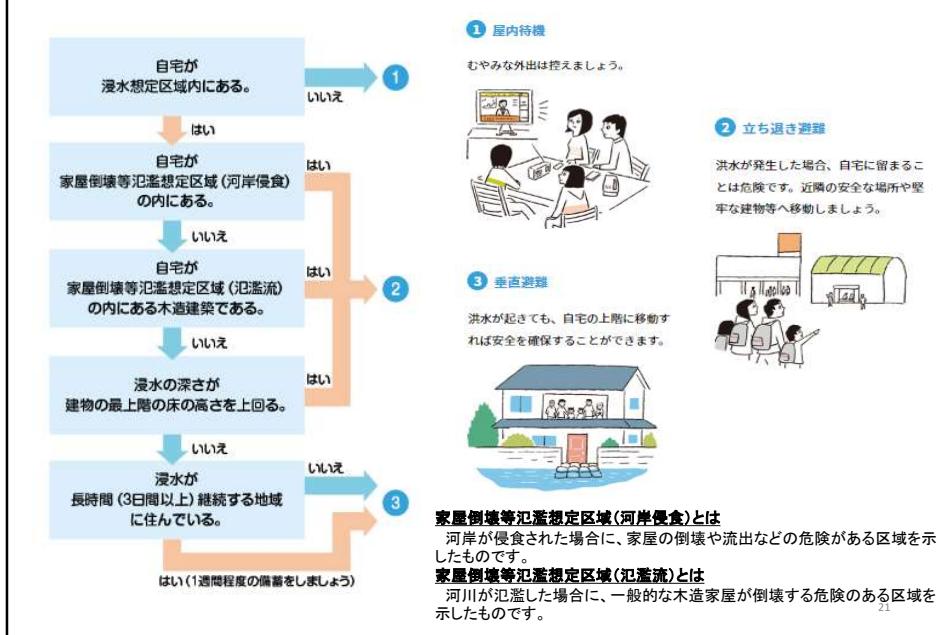
情報の入手は自分に合った方法で



防災テレホンサービス
0120-910-174
(県内固定電話用 / 無料)
044-245-8870
(携帯用 / 有料)

20

洪水からの避難行動の考え方



土砂災害のリスク



がけ崩れ

雨や地震などの影響により、急激に斜面が崩れ落ちること



合計750カ所以上の危険区域がある

土砂災害特別警戒区域とは



24

土砂災害特別警戒区域とは

急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域
～土砂災害防止法施行令第三条より～



…つまり土砂崩れで家が崩壊する危険性が高い地域のこと

※令和3年度より全区で指定があります。詳しくはハザードマップをご覧ください。

25

がけ崩れの危険を知る

がけ崩れは大雨の時に起きるとは限らない。

- ① 小雨でも、何日も降り続ければ、がけ崩れ発生の危険は高まる。
- ② 地中の水分量が危険な値に達したときに土砂災害警戒情報が発表される。

26

土砂災害からの避難行動の考え方

安全な場所への移動

避難所や高台、土砂災害警戒区域の外の知人の家などに移動します。



水平避難

近隣の高い建物等への移動

近くの頑丈な建物の2階以上や、高い建物のなるべく上階に移動します。



垂直避難

屋内の安全な場所への避難

屋外への避難がかえって危険なときは、崖とは反対側で、なるべく高い階の部屋に避難します。



屋内待機(崖の反対側へ)

27

お知らせ

国災害時情報共有システム及び
川崎市災害時情報共有システム(E-Welfiss)
について

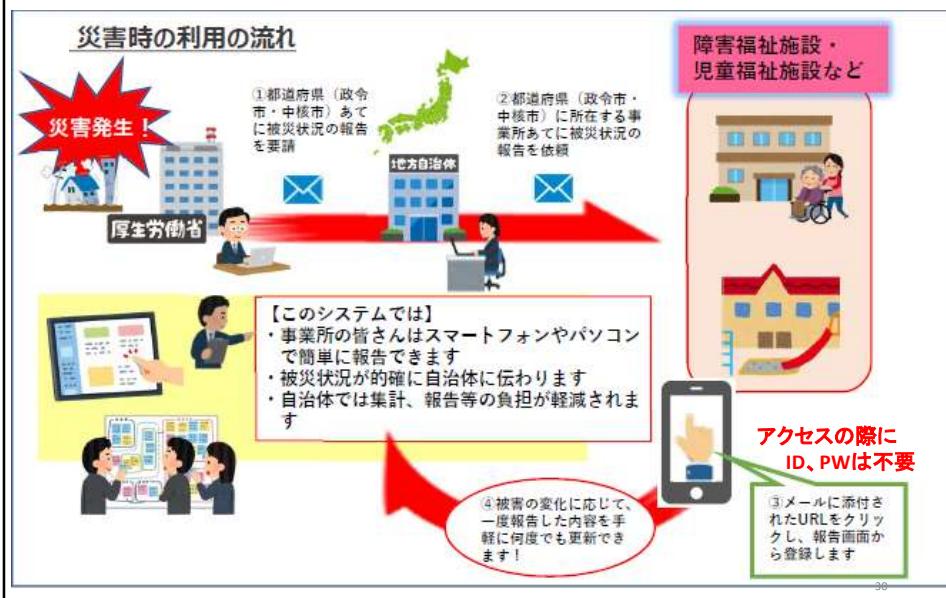
28

国災害時情報共有システムの概要

- ・報告対象は指定サービスを実施する全施設・事業所
 - ・災害発生時に、事業所の被災状況を事業所と自治体、国(厚生労働省)の間で情報共有するためのシステム
 - ・国を通じて被災状況の報告を求められた際に、事業所のパソコンやスタッフのスマートフォンを使って、事業所の被害状況を的確に、簡単に知らせることができる
 - ・自治体・国では、事業所から報告された被災状況を速やかに確認・把握した上で、必要な支援につなげていく
- ※ 当該システムはWAM-NETを利用します。
- ※ 災害時情報共有システムは一般には非公開です。

29

国災害時情報共有システムの利用の流れ



30

川崎市高齢者・障害者施設等情報共有システム(E-Welfiss)の概要

＜システムの対象は、施設系サービス(短期入所含む)＞

※GHIについては時期未定ながら今後対象とする予定

川崎市高齢者・障害者施設等情報共有システム(E-Welfiss)は、災害発生時における

- 市と施設間での連絡の体制を確立
- 施設からの支援要請、被災状況、備蓄物資等の適切な状況把握
- 本市と協定締結した二次避難所の開設状況、受入れ可能人数等の把握
- 各施設間および関係団体との円滑な情報共有

これらを目的とした情報共有システムです。

- 国システム同様、
パソコン・スマートフォン等からの
アクセスが可能
- 正式版は令和4年7月から
運用開始



31

E-Welfissの運用イメージ



32